

令和4年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要について

独立行政法人農林漁業信用基金

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条1項の規定に基づき、令和4年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので公表する。

1. 令和4年度の方針

環境配慮契約法に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進を図ることとした。

2. 令和4年度における環境配慮契約の締結状況

環境配慮契約法第5条の基本方針に基づき、環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の供給を受ける供給を受ける契約、自動車の購入及び賃貸借にかかる契約、船舶の調達に係る契約、省エネルギー改修事業に係る契約、建築物に関する契約及び産業廃棄物の処理に係る契約について、令和4年度においては契約の締結実績はなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

物品等の購入契約については、グリーン購入法適合の物品等調達を実施した。